

補助金概要調書

補助金名	米子市敬老事業費補助金			
所管部課	福祉保健部長寿社会課 (TEL 23 - 5156(直通))			
補助対象者	地区社会福祉協議会等			
補助開始年度	平成20年(従来の敬老祝金交付事業を再構築 H17～H19 実績は敬老祝金事業の実績)			
交付目的	長年にわたり社会に尽すいされてきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝うための敬老会その他の事業(以下「敬老事業」という。)を実施する市内各地区の社会福祉協議会その他敬老事業を実施する者として市長が適当と認める者(以下単に「協議会」という。)に対し補助金を交付する。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	20,661千円 (20,661)千円	17,309千円 (17,309)千円	10,762千円 (10,762)千円	9,728千円 (9,728)千円
補助事業の内容	敬老事業を行った場合に、協議会に対して、予算の範囲内において定めた一人当たりの基準額に該当者人数を乗じて得た額または、敬老事業に要した経費の総額から当該敬老事業における飲食及び記念品その他これに類するものに要した額を控除して得た額のいずれか低い額を交付する。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		9,728千円	
	内補助対象経費		9,728千円	
	補助対象経費の内訳		敬老事業の実施に係る経費から、飲食及び記念品その他これに類するものに要した額を控除した額	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		敬老事業の対象者である高齢者1人当たりについて市長が予算の範囲内において定めた額に当該協議会における敬老事業の対象者である高齢者の人数を乗じて得た額または、当該協議会における敬老事業に要した経費の総額から当該敬老事業における飲食及び記念品その他これに類するものに要した額を控除して得た額のいずれか低い額	
	限度額		(有) 対象者数×500円	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	米子市内各地区社会福祉協議会が長年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことによって高齢者が喜びを感じ、積極的に社会参加しようという意識の高揚を図ることができる。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるものとするという老人福祉の基本理念の普及を図るための事業を奨励するものであり、終期を設定することができない。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	従来の「米子市敬老祝金交付事業実施要綱」を廃止し、平成20年度より「米子市敬老事業費補助金交付要綱」をつくり、敬老事業の実施に対する補助金としての再構築を図った。			